

【修了申請の受付および申請内容の確認】

申請書類は別添

■医師会会員からの申請

提出された申請書類について、下記の点を確認。

【基本研修】

(1) 申請書類（別添）に不足がないか。

日医生涯教育認定証は次の3種類が対象

認定期間：令和4年12月1日～令和7年11月30日

令和5年12月1日～令和8年11月30日

令和6年12月1日～令和9年11月30日

【応用研修】

(1) 応用研修の取得単位が10単位以上であるか。

対象期間：令和4年1月1日～令和6年12月31日

(例) 日医かかりつけ医機能研修制度 応用研修会(全受講各6単位)

*日医開催 **日医と県医同時開催

R4. 2.20

R4. 8. 7* R4. 9.18* R4.10.30** R5. 3.21

R5. 8.27* R5.10. 1** R5.11. 3* R6. 3.10*

R6. 9.16* R6.10. 6* R6.10.20 R6.11. 4*

地域包括診療加算・地域包括診療料に係るかかりつけ医研修会(全受講各2単位)

R4.3.21 ※R4年度・R5年度・R6年度開催なし。

かかりつけ医認知症対応力向上研修(第1回・第2回とも受講で1単位)

令和3年度／第1回(R4. 3. 5)・第2回(R4. 3.10)

令和4年度／第1回(R5. 3. 4)・第2回(R5. 3. 7)

令和5年度／第1回(R5.12.16)・第2回(R5.12.20)

発達障がい対応力向上研修／発達障がい地域包括支援研修(各1単位)

R4. 3.15 R4.12. 9 R5. 2.20 R6. 3. 5

(2) 応用研修の必須講義を受講しているか。

【実地研修】

(1) 実地研修の取得単位が10単位以上(規定の活動を2つ以上実施)であるか。

対象期間：令和4年1月1日～令和6年12月31日

(2) 実地研修を実施したことを証明できる書類が2つ以上提出されているか。

*実地研修を実施したことを証明できる書類が2つ以上提出されていない場合、当該医師が実地研修を実施したかどうか、可能な限り確認(規定の活動に関わる行政等機関への問合せ)

(3) 実地研修を実施したことが確認できた場合、「実地研修実施報告書」に郡市医師会長の署名等による承認。(実地研修を実施したことを証明できる書類の提出により、実施が確認できた場合も同様に署名等)

○最終的に、すべての申請書類を取りまとめ、県医師会へ送付

【証書の有効期間】

3年

【諸費用】

○県医師会事務手数料

医師会会員 無料

医師会非会員 5,000円 *非会員は、県医師会で費用を徴収する

本研修制度の修了要件

【基本研修】

日医生涯教育認定証を取得する。

【応用研修】

修了申請時（基準日：12月31日）の前3年間において下記講義の受講により10単位以上を取得する。単位数は下記1～11に掲げる同一名称の講義につき、それぞれ最大2回までのカウントを認める。

なお、下記1～6については、それぞれ1つ以上の講義を受講することを必須とする。（例えば、「1.」については、下記5講義のうちいずれか1つ以上の講義を受講する必要がある。）

応用研修会

1. 「かかりつけ医の倫理」「かかりつけ医の質・医療安全」「かかりつけ医の感染対策」「今後の新興感染症を踏まえた感染対策」「かかりつけ医の糖尿病管理」
2. 「生活期リハビリの実践」「小児・思春期への対応」「メタボリックシンドロームからフレイルまで」「フレイル予防・対策」「介護保険制度における医療提供と生活期リハビリテーション」「栄養や口腔におけるかかりつけ医との連携」
3. 「医療保険と介護保険、地域包括ケアシステムの構築」「在宅医療、多職種連携」「地域医療連携と医療・介護連携」「地域リハビリテーション」「口腔・栄養・リハビリテーションの多職種協働による一体的取組」「かかりつけ医の脂質異常症管理」
4. 「社会的処方」「リーダーシップ、マネジメント、コミュニケーションスキル」「地域包括ケアシステムにおけるかかりつけ医の役割」「かかりつけ医と精神科専門医との連携」「日常診療で留意する皮膚科・眼科・耳鼻科の症候」「リハビリテーションにおける医療と介護の連携」
5. 「終末期医療、褥瘡と排泄」「認知症、ポリファーマシーと適正処方」「リハビリと栄養管理・摂食嚥下障害」「オンライン診療のあり方」「尊厳の保持と自立支援のための認知症ケアと生活支援」「認知症の方への意思決定支援とプライマリケア」
6. 「多疾患合併症例」「在宅リハビリ症例」「地域連携症例」「新型コロナウイルス感染症とかかりつけ医」「症例検討～意思決定を尊重した看取り／フレイルの改善へ向けた取組～」「かかりつけ医の hypertension 症管理」

全35講義 各1単位

関連する他の研修会

7. 「地域包括診療加算・地域包括診療料に係るかかりつけ医研修会（日医主催）」※の受講（2単位）
※都道府県医師会、郡市区医師会が主催する同内容の研修会を含む。
8. 「かかりつけ医認知症対応力向上研修」の修了（1単位）
9. 「かかりつけ医うつ病対応力向上研修」の修了（1単位）
10. 「かかりつけ医等発達障害対応力向上研修」の修了（1単位）
11. 「日本医学会総会」への出席（2単位）
※9については本県ではまだ実施していません。

【実地研修】

修了申請時（基準日：12月31日）の前3年間において下記項目より2つ以上実施する。

1項目実施につき5単位とし、10単位以上を取得する。

1. 学校医・園医、警察業務への協力医
2. 健康スポーツ医活動
3. 感染症定点観測への協力
4. 健康相談、保健指導、行政（保健所）と契約して行っている検診・予防接種の実施
5. 早朝・休日・夜間・救急診療の実施・協力
6. 産業医・地域産業保健センター活動の実施
7. 訪問診療の実施
8. 家族等のレスパイトケアの実施
9. 主治医意見書の記載
10. 介護認定審査会への参加
11. 退院カンファレンスへの参加
12. 地域ケア会議等※への参加（※会議の名称は地域により異なる）
13. 医師会、専門医会、自治会、保健所関連の各種委員
14. 看護学校等での講義・講演
15. 市民を対象とした講座等での講演
16. 地域行事（健康展、祭りなど）への医師としての出務
※「その他」として、例えば、障害者認定に関する審査会への参加や医師意見書の記載などが考えられるが、どのような活動が「その他」として認められるかについては、実施主体である都道府県医師会が各地域の特性等も考慮し判断する。